暴力団等の排除に関する誓約書

年 　月 　日

甲 三条市教育委員会　様

特定共同企業体

（代表者）

乙

住　所

氏　名

私は、次の事項について、いずれにも該当しないことを誓約いたします。

また、次の事項に該当することとなった場合には、速やかに届け出るとともに、入札参加資格の取り消しなど、三条市の行う一切の措置について異議申し立てを行いません。

１　乙の構成員（構成員が個人である場合にはその者）又は構成員の役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）は、次のいずれにも該当することはありません。

(1)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77 号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2)　暴力団員（法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3)　暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者

(4)　自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

(5)　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6)　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(7)　(3)から(6)に掲げる者のほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

２　１の誓約事項に虚偽の内容があった場合又は以下(1)若しくは(2)に該当する場合には、三条市に契約の解除権及びこれに伴う違約金が生じることを認めます。

(1)　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が１(1)～(7)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(2)　乙が、１(1)～(7)のいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(２(1)に該当する場合を除く｡)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

暴力団等の排除に関する誓約書

記載例

令和○年○月○日

甲 三条市教育委員会　様

○○・△△特定共同企業体

（代表者）

乙

住　所　三条市○○　○△番△□号

株式会社　○○

氏　名　代表取締役　○○　○○

私は、次の事項について、いずれにも該当しないことを誓約いたします。

また、次の事項に該当することとなった場合には、速やかに届け出るとともに、入札参加資格の取り消しなど、三条市の行う一切の措置について異議申し立てを行いません。

１　乙の構成員（構成員が個人である場合にはその者）又は構成員の役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）は、次のいずれにも該当することはありません。

(1)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77 号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2)　暴力団員（法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3)　暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者

(4)　自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

(5)　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6)　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(7)　(3)から(6)に掲げる者のほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

２　１の誓約事項に虚偽の内容があった場合又は以下(1)若しくは(2)に該当する場合には、三条市に契約の解除権及びこれに伴う違約金が生じることを認めます。

(1)　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が１(1)～(7)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(2)　乙が、１(1)～(7)のいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(２(1)に該当する場合を除く｡)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。